

Web 約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb 約款* を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。* [Web 約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs
12
つくる責任
つかう責任

Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web 約款ページにアクセスしてください。

保険をご検討中

QRコードを読み取る方法



スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/>

ご契約成立（保険証券到着）後

QRコードを読み取る方法



スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

商品名 : 長寿祝金支払特別付 低解約返戻金型終身保険（無選択型）【支払制限期間設定特別付】
販売名称 : ご長寿万歳

上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。
取扱窓口は「一般代理店」です。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 取扱代理店「その他一般代理店からご加入」を選択してください。
- ③ 上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に○を付けてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100（代表）

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

51240408(24.04) 募AFS1423052(24.2)

2024年4月

ご長寿万歳

長寿祝金支払特別付 低解約返戻金型終身保険（無選択型）
【支払制限期間設定特別付】

50歳～80歳までの方なら、
健康状態にかかわらず加入いただける
「ボーナス」付きの終身保険です。



HELLO KITTY
©2024 SANRIO CO., LTD.
APPROVAL NO. L646485



商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

【契約概要】「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

フコクしんらい生命保険株式会社

ご長寿万歳



50歳以上で **健康に不安**がある方でも **安心の終身保険**です。

4つの特徴

健康状態にかかわらず

ご加入できます。

- 医師の診査や告知も不要でご契約できます。

年齢の節目に、**長寿祝金**が受け取れます。

- 長寿のお祝いの時期(60歳・70歳・77歳・88歳)に生存保障として長寿祝金を受け取れます。

保険料は変わりません。

- ご契約後に更新はありません。

掛け捨てではありません。

- 解約された場合、ご契約の経過年月数などに応じて解約返戻金を受け取れます。なお、解約すると以後の保障はなくなります。

ご契約例 ●ご契約年齢・性別：50歳・男性 ●保険金額：200万円 ●保険期間・保険料払込期間(低解約返戻金期間)：終身 ●口座振替月払保険料：10,394円

[しくみ図]



死亡保障は一生涯

経過年数	10年後(60歳時)	20年後(70歳時)	30年後(80歳時)	40年後(90歳時)
解約返戻金	414,600円	738,200円	950,200円	1,109,200円

● 上記解約返戻金は長寿祝金をお支払いした後の金額です。

保障内容

■ 生存保障(長寿祝金)

加入年齢	お支払いするとき				お支払いする金額	受取人
	60歳	70歳	77歳	88歳		
50歳～55歳	○	○	○	○	各支払時に保険金額の10%	ご契約者
56歳～65歳	—	○	○	○		
66歳～72歳	—	—	○	○		
73歳～80歳	—	—	—	○		

左記の満年齢の誕生日の前日の満了時に生存されているとき

* ご注意：加入年齢に応じて、最初の長寿祝金をお支払いする時期が異なります。

■ 死亡保障

お支払いする場合	契約日からの経過期間	お支払いする保険金	お支払いする金額	受取人
病気で死亡されたとき	2年以内	死亡給付金	既払込保険料相当額	死亡保険金受取人
	2年超3年以内	死亡保険金	保険金額×60%	
	3年超4年以内		保険金額×80%	
	4年経過後		保険金額	
災害(不慮の事故または所定の感染症)で死亡されたとき	4年以内	災害死亡保険金	保険金額	
	4年経過後	死亡保険金		

※ 災害死亡保険金・死亡給付金・死亡保険金は重複してお支払いはいたしません。

※ 死亡給付金は普通保険料率により計算した既払込保険料相当額となります。

保険料例【口座振替(月払) / クレジットカード払(月払)】

■ 長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型終身保険(無選択型)【支払制限期間設定特則付】

ご契約年齢	男性		女性	
	保険金額建プラン	保険料建プラン	保険金額建プラン	保険料建プラン
	おすすめ保険金額 100万円	おすすめ保険料 5,000円	おすすめ保険金額 100万円	おすすめ保険料 5,000円
	保険料	保険金額	保険料	保険金額
50歳	5,197円	962,100円	4,090円	1,222,500円
55歳	6,109円	818,450円	4,811円	1,039,300円
60歳	6,687円	747,700円	5,286円	945,900円
65歳	8,219円	608,350円	6,516円	767,350円
70歳	9,283円	538,600円	7,455円	670,700円
75歳	10,450円	478,450円	8,529円	586,250円
80歳	12,761円	391,800円	10,766円	464,450円

● 保険料のお払込みは終身払です。

契約概要

 この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- ※ この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。
- ※ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 保険金等のお支払いについて

● この保険で支払われる保険金等はつぎのとおりです。（保険金等をお支払いできない場合もあります。）

主契約の名称	お支払事由 <被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする 保険金等	お支払額
長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型終身保険 (無選択型) 【支払制限期間設定特則付】	契約日から2年以内に責任開始期以後に発生・発病した不慮の事故や所定の感染症で死亡した場合※1	災害死亡保険金	保険金額
	契約日から2年以内に死亡した場合※2	死亡給付金	死亡給付金額※3
	契約日から2年経過後に死亡した場合※2	死亡保険金	保険金額※4
	つぎの誕生日の前日の満了時に生存している場合 60歳・70歳・77歳・88歳※5	長寿祝金	保険金額の 10%

- ※1 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象となります。また、支払制限期間設定特則付契約の場合、災害死亡保険金のお支払対象となる期間は支払制限期間の満了日までとなります。
- ※2 災害死亡保険金がお支払される場合を除きます。
- ※3 既払込保険料相当額となります。
- ※4 契約日からの経過期間が2年超3年以内は保険金額の60%、3年超4年以内は保険金額の80%となります。
- ※5 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
60歳の長寿祝金は契約年齢が56歳以上の場合はお支払いいたしません。
70歳の長寿祝金は契約年齢が66歳以上の場合はお支払いいたしません。
77歳の長寿祝金は契約年齢が73歳以上の場合はお支払いいたしません。

2. ご契約のお取扱内容について

保険種類	保険期間	保険料払込期間	契約年齢	保険金額	保険料払込方法
長寿祝金支払特則付 低解約返戻金型 終身保険 (無選択型)	終身	終身	50歳～80歳	30万円～300万円	月払・半年払・年払

※ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

3. 保険契約者代理特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
- ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない「特別な事情」※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

※ 「特別な事情」とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないつぎのような事情があると当社が認めた場合をいいます。
・保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
・その他上記に準じる状態であるとき

4. 指定代理請求特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
- 被保険者と保険契約者が同一人であるご契約の場合、ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、長寿祝金を保険契約者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が長寿祝金の代理請求をすることができます。
また、指定代理請求人が長寿祝金を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が長寿祝金の代理請求をすることができます。

※ 「特別な事情」とは、保険契約者が、心神喪失の常況にあるため、保険金等を請求できないときなど、保険金等を請求できない事情があると当社が認めた場合をいいます。

5. 契約者配当金について

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

6. 解約返戻金について

- この保険は、解約に際してお支払いする金額（解約返戻金）を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- ご契約の解約等の場合には、保険料払込年月数および経過年月数に応じた解約返戻金をお支払いします。
- 低解約返戻金期間中にご契約の解約または保険金額の減額をされますと、お受取りになる解約返戻金は、払込年月数および経過年月数により計算した額に70%を乗じた水準となります。（長寿祝金部分の解約返戻金に対する低解約返戻金割合70%の適用はありません。）
- ※ 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、つぎのお取扱いとなりますのでご注意ください。

制 度	低解約返戻金期間中のお取扱い
解約返戻金の一定範囲内で資金をお貸しする制度（契約者貸付）	お貸付けできる金額が少なくなります。
保険料のお払込みが困難になった場合、自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させる制度（保険料の振替貸付）	
払済保険への変更	変更後の払済保険の保険金額は少なくなります。

7. 上記以外の留意事項について

- 健康状態について告知または診査を受けていただくことで、この保険よりも保険料の割安な低解約返戻金型終身保険にお申し込みいただける場合があります。あわせてご検討ください。
- お払込みいただく保険料の累計額が、お支払いする保険金の額を上回る場合があります。
- この保険を払済保険へ変更した場合には、長寿祝金のお支払いはなくなります。
- この保険は、健康状態にかかわらずご契約いただける保険ですが、他のご契約の保険金額との合計保険金額その他の理由により、お引き受けできない場合があります。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1.クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて 8日以内
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日※のいずれか遅い日からその日を含めて 8日以内 ※ 第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第1回保険料が指定口座へ着金した日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合

- 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。
 ①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号
 ⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）
 （ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）
- 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。
 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1
 フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行
- 書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。

電磁的記録によるお申出の場合

- 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。
 フコクしんらい生命
 【ホームページ】 <https://www.fukokushinrai.co.jp>
- お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

2.この保険は無選択型の保険です

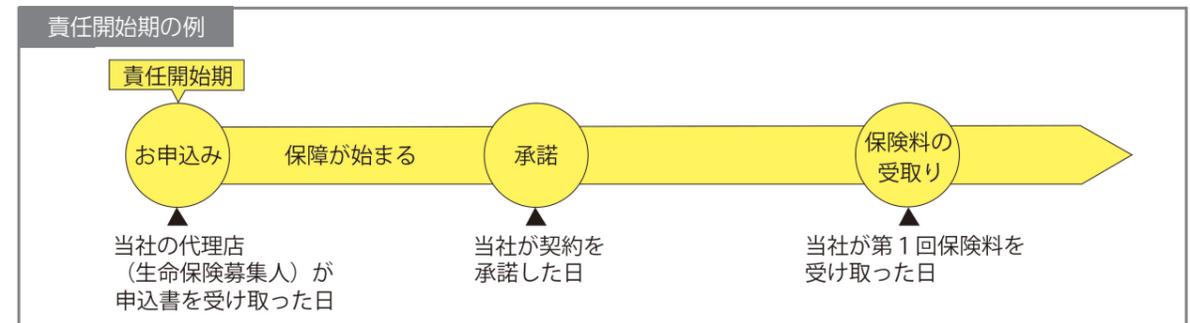
- この保険は、50歳から80歳であれば、健康に不安がある方でも、告知なしでご契約いただけるように設計された保険です。このため、保険料は、従来の保険に比べ割り増しされています。また、契約日からその日を含めて4年以内に所定の感染症を除く疾病で死亡されたときの死亡給付金および死亡保険金の支払額を低く抑えています。
- 健康な方であれば、医師の診査を受けることなどにより、当保険よりも保険料が割安な他の保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないこともあります。
- ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容について確認させていただく場合があります。

3.保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時から保険契約上の保障が開始されます。



- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
 - 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。



第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑥ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金・給付金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金等のお支払いができません。

- **重大事由によりご契約が解除**された場合
(例) ・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき
・保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、**第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効**になった場合
- **第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効**した場合
- 保険契約について**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合
- 保険金・給付金の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合
- 保険金・給付金の**免責事由に該当**した場合
(例) ・責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
・受取人等の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など

参照 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」④ 保険金等をお支払いできない場合 をご覧ください。

5. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

保険料払込の猶予期間

- 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。
払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

ご契約の失効

- **猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効**します。

保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。

この場合、所定の利率で利息がかかります。（複利計算）

ご契約の復活

- **いったん失効したご契約でも、失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。**

参照 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑨ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

6. ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。また、低解約返戻金型商品のため、解約されますと解約返戻金はほとんどの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 低解約返戻金型終身保険（無選択型）の解約返戻金の水準は、長寿祝金部分を除き、払込年月数および経過年月数により計算した額に**低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準**となります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑫ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

7. 業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

参照 くわしくは、「ご契約のしおり・約款」 お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

8. 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

9. 保険金・給付金等のご請求について

- **保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の「お客さまサービス室」にご連絡ください。**
 - 保険金・給付金等のお支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
 - 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
 - ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
 - ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加することにより、保険契約者が受取人となる保険金等について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が保険金等を代理で請求することができます。
 - ▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。
 - ▶ 指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- 参照** くわしくは、「ご契約のしおり・約款」③ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約、指定代理請求特約 をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9：00～18：00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

1. 個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社(以下、当社)は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の留意事項

(1) 機微(センシティブ)情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微(センシティブ)情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

(2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客さまの個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 医療機関などの関係先(医師・契約確認会社など)に業務上必要な照会を行う場合
- ② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

(3) その他個人情報の利用・提供

- ① 法令にもとづく場合
- ② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

3. プライバシーポリシー(個人情報保護方針)について

当社は、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載しておりますのでご覧いただくか、お客さまサービス室へご照会ください。

【ホームページ】

<https://www.fukokushinrai.co.jp>

【お客さまサービス室】

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9：00～18：00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

公的保障制度について

監修●社会保険労務士 長野 加寿美

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2024年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算されます。

特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額*1、平均標準報酬額*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて
将来受け取る年金額を試算できる



年金額を
見える化
する
公的年金
シミュレーター



<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター
使い方HP



https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。
※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたとする必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」*に支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

*「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

●公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外	給付対象
39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	左記以外を原因とするもの（交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療													
	公的医療保険負担	1～3割自己負担												
●医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>2割^{*1}</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割^{*2}</td> </tr> </table>		小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70～74歳	2割 ^{*1}	75歳以上	1割 ^{*2}				
小学校入学前	2割													
小学生以上70歳未満	3割													
70～74歳	2割 ^{*1}													
75歳以上	1割 ^{*2}													
●自己負担限度額(70歳未満)	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 高額療養費制度により超過分が支給 されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円></td> </tr> <tr> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円></td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円></td> </tr> <tr> <td>28万円未満</td> <td>57,600円 <4回目以降:44,400円></td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>35,400円 <4回目以降:24,600円></td> </tr> </tbody> </table>		所得区分	自己負担限度額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>
所得区分	自己負担限度額													
83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>													
53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>													
28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>													
28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>													
住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>													

*1 現役並み所得の場合は3割となります。
*2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1～6)」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。**障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。**

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

